

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 北日本銀行		コード	8551
提出日	2020/5/28	異動(予定)日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	柴田 義春氏及び小笠原 弘治氏を独立役員として指定するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(2・3)											異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし
1	太田 稔	社外取締役															訂正・変更	有
2	村田 嘉一	社外取締役															訂正・変更	有
3	柴田 義春	社外監査役															指定	有
4	山添 勝寛	社外監査役															訂正・変更	有
5	小笠原 弘治	社外監査役															指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(4)	選任の理由(5)
1	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。また、同氏が顧問を務める学校法人盛岡大学は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	大学の理事長として培われた知識・経験等の広い視野に立った当行経営への活用などの機能・役割が期待されることが選任理由であります。同氏は過去に社外取締役以外による会社経営への関与はありませんが、当該選任理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行可能と判断しております。 なお、東京証券取引所の定める独立性基準及び当行の定める社外役員の独立性判断基準を充たしていること、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。
2	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務め、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等の広い視野に立った当行経営への活用などの機能・役割が期待されることが選任理由であります。なお、東京証券取引所の定める独立性基準及び当行の定める社外役員の独立性判断基準を充たしていること、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立役員に指定しております。
3	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘の表明及び取締役の職務執行の法令・定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。 なお、東京証券取引所の定める独立性基準及び当行の定める社外役員の独立性判断基準を充たしていること、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立役員に指定しております。
4	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び理事長を務める学校法人盛岡大学は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘の表明及び取締役の職務執行の法令・定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。 なお、東京証券取引所の定める独立性基準及び当行の定める社外役員の独立性判断基準を充たしていること、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立役員に指定しております。
5	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が代表取締役会長を務める株式会社マライフは、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘の表明及び取締役の職務執行の法令・定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。 なお、東京証券取引所の定める独立性基準及び当行の定める社外役員の独立性判断基準を充たしていること、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当行の定める社外役員の独立性判断基準につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン*」の「別紙1」に記載しておりますので、ご参照ください。
*URL : https://www.kitagin.co.jp/company/governance/corporate_governance_guidelines.pdf

- 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- 役員の属性についてのチェック項目
 - 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。
- a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- 独立役員の選任理由を記載してください。